

# 平成 31 年定例会 2 月定期議会 教育民生常任委員会調査報告書

- 委員会報告（12 月 12 日）……………-3-
- 所管事務調査 1. 指定管理者の指定について  
2. 一般会計補正予算（第 4 号）について（教育委員会）
- 委員会報告（12 月 13 日）……………-7-
- 所管事務調査 1. 病院事業会計補正予算（第 4 号）について  
2. 老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について  
3. 改正条例について
- 委員会報告（12 月 13 日）……………-10-
- 所管事務調査 1. 一般会計補正予算（第 4 号）について（市民生活部）  
2. 国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
3. 介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 現地調査 ①. 新迫児童館  
②. 白鳥水の里こども園
- 委員会報告（12 月 22 日）……………-15-
- 県内調査 仙南地域における医療・介護連携を考える講演会
- 委員会報告（1 月 21 日）……………-18-
- 所管事務調査 1. （仮称）新登米懐古館整備事業について  
2. 小中学校等再編構想（案）について
- 委員会報告（1 月 22 日～24 日）……………-23-
- 行政視察 1. 福岡県太宰府市  
「小中学校における 2 学期制導入について」  
2. 佐賀県伊万里市  
「伊万里市民図書館について」  
3. 福岡県鞍手町  
「くらて病院の独立行政法人化について」

平成 31 年 3 月 7 日  
教育民生常任委員会

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1 期 間 平成 30 年 12 月 12 日（水） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 15 分

2 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室

3 事 件

(1) 指定管理者の指定について

(2) 一般会計補正予算（第 4 号）について

4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、  
浅田 修、沼倉 利光

（教育委員会）

教育長 高橋 富男、教育部長 大柳 晃、次 長 佐藤 嘉浩、  
次長兼学校教育管理監 及川 幸男、教育総務課長 小林 和仁、  
学校教育課長 遠藤 貞、生涯学習課長 日野 幸紀、  
文化財文化振興室長 小野寺 和伸、教育総務課課長補佐 佐々木 清晴

（議会事務局）

主事 高橋 秀人

5 概 要 別紙のとおり

(別紙)

## (1) 指定管理者の指定について

### ア 議案第 92 号 指定管理者の指定について (石森ふれあいセンター)

- 1 公の施設の名称  
石森ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
(所在地) 宮城県登米市中田町石森字茶畑 7 番地  
(名称) 石森コミュニティ運営協議会  
(代表者名) 会長 渡邊 義昭
- 3 指定の期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

### イ 議案第 93 号 指定管理者の指定について (宝江ふれあいセンター)

- 1 公の施設の名称  
宝江ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
(所在地) 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3  
(名称) 宝江コミュニティ運営協議会  
(代表者名) 会長 及川 義雄
- 3 指定の期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

### ウ 議案第 94 号 指定管理者の指定について (上沼ふれあいセンター)

- 1 公の施設の名称  
上沼ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
(所在地) 宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下 90 番地 1  
(名称) 上沼コミュニティ運営協議会  
(代表者名) 会長 浅野 盛志

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

エ 議案第 95 号 指定管理者の指定について（浅水ふれあいセンター）

1 公の施設の名称

浅水ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町浅水字荒神堂150 番地 2

（名称） 浅水コミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 羽生 進

3 指定の期間

平成31 年 4 月 1 日から平成36 年 3 月31 日まで

## （2）一般会計補正予算（第4号）について

### ○概要

教育委員会所管の事業に係る一般会計 12 月補正予算について調査を行った。

#### 【主な内容】

##### 小中学校等空調設備設置事業の概要 補正額 1,379,060 千円

夏季における猛暑の中で、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学習、生活の場である学校施設の環境を整えることが必要であることから、小学校、中学校及び幼稚園に空調設備を設置するもの。

#### (1) 空調設備を設置する普通教室等

小学校 234 室 中学校 102 室 幼稚園 22 室 合計 358 室

#### (2) スケジュール

平成 31 年 1 月～平成 31 年 6 月 実施設計業務

平成 31 年 6 月以降 設置工事及び工事監理業務

※国の臨時特例交付金を活用するため、繰越事業となる。

## (3) 事業費及び財源

(単位：千円)

区 分		小学校	中学校	幼稚園	合 計
実施設計、工事監理業務委託		98,114	43,253	16,968	158,335
設置工事		765,127	333,938	121,660	1,220,725
<b>合 計</b>		<b>863,241</b>	<b>377,191</b>	<b>138,628</b>	<b>1,379,060</b>
財 源 内 訳	臨時特例交付金	117,000	51,000	11,000	179,000
	合併特例債	708,900	309,800	121,200	1,139,900
	一般財源	37,341	16,391	6,428	60,160

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1 期 間 平成 30 年 12 月 13 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室

3 事 件

- (1) 病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- (2) 老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- (3) 改正条例について

4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、  
浅田 修、沼倉 利光

（医 療 局）

病院事業管理者 大内 憲明、次長兼経営管理部長 千葉 勝範、  
参与 千葉 雅弘、経営管理部次長兼登米市民病院事務局長 佐藤 豊、  
総務課長兼登米市民病院事務局次長 千葉 裕樹、  
医事課長兼登米市民病院事務局次長 照井 正樹、  
企画課長兼登米市民病院事務局次長 阿部 桂一、  
総務課副参事兼課長補佐 武田 康博、企画課財政係長 小野寺 義和、  
米谷病院事務局事務長兼上沼診療所事務局事務長 高倉 隆、  
豊里病院事務局事務長兼豊里老人保健施設事務局事務長兼  
津山診療所事務局事務長兼登米市訪問看護ステーション事務局  
事務長 高橋 孝規、  
登米診療所事務局事務長兼よねやま診療所事務局事務長 畠山 知之

（議会事務局）

主事 高橋 秀人

5 概 要 別紙のとおり

## (1) 病院事業会計補正予算（第4号）について

### ○概要

病院事業に係る12月補正予算について調査を行った。

### 【内容】

(支出)

**職員給与費 補正額 48,227千円**

非常勤・臨時職員の採用等に伴う増

(その他)

- ・債務負担行為 16件（自家用電気工作物保安管理業務委託ほか）
- ・重要な資産の取得 2件（訪問看護ステーションシステム、財務会計システム）

## (2) 老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

### ○概要

老人保健施設事業に係る12月補正予算について調査を行った。

### 【内容】

(支出)

**職員給与費 補正額 5,193千円**

非常勤職員の採用等に伴う増

(その他)

- ・債務負担行為 3件（消防設備保守点検業務委託ほか）

## (3) 改正条例について

### ○概要

議案第90号 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市立米谷病院の建替えに伴い、診療科目及び病床数の変更を行うため、本条例の一部を改正するもの。

第2条第2項の表米谷病院の項中

「

内科 外科 整形外科 小児科 耳鼻咽喉科	一般病床	49 床
-------------------------	------	------

」を

「

内科 整形外科 小児科 耳鼻 咽喉科	一般病床	40 床
	療養病床	50 床

」に改める。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成 30 年 12 月 13 日（木） 午後 1 時 00 分～午後 4 時 30 分
- 2 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室
- 3 事 件
  - (1)一般会計補正予算（第 4 号）について
  - (2)国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
  - (3)介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について《現地調査》
  - (4)新迫児童館
  - (5)白鳥水の里こども園
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、伊藤 吉浩、中澤 宏、浅田 修、  
沼倉 利光

（市民生活部）

部 長 佐藤 浩、次長兼少子化対策推進監 加藤 均、  
次長兼福祉事務所長 鈴木 文男、環境事業所長 末永 隆、  
市民生活課長 金澤 正浩、市民生活課課長補佐 高橋 正博、  
環境課長 浅野 之春、健康推進課長 佐々木 秀美、  
クリーンセンター所長兼衛生センター所長 小野寺 友生  
国保年金課長 伊藤 幸太郎、生活福祉課長 岩渕 治、  
長寿介護課長 永浦 広巳、子育て支援課長 小野寺 悦子

（議会事務局）

主事 高橋 秀人

- 5 概 要 別紙のとおり
- 6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

## (1) 一般会計補正予算 (第4号) について

### ○概 要

市民生活部所管の事業に係る一般会計 12 月補正予算について調査を行った。

#### 【主な内容】

##### 地域福祉支援基盤づくり推進事業の概要 補正額 3,000千円

国の生活困窮者就労準備支援等事業を活用し、生活相談支援、小地域ネットワーク、人材育成等の事業を行う補助対象者に対して補助金を交付するもの。

##### (1) 補助対象者 (実施主体)

社会福祉法人 登米市社会福祉協議会

##### (2) 補助対象経費

上記に掲げる事業の実施に必要な経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費 (会議におけるお茶代に限る)、使用料、賃借料、通信運搬費、保険料、手数料、委託料、備品購入費 (単価30万円以上を除く)、助成金

##### (3) 補助率等

補助対象経費の 1 / 2 以内の額とし、300万円を限度とする。

##### (4) 国の支援内容

総事業費と市区町村が補助する額を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じた額とする。

## (2) 国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

### ○概 要

市民生活部所管の事業に係る国民健康保険特別会計 12 月補正予算について調査を行った。

#### 【主な内容】

歳入は県支出金 2 億3,912 万円を増額。歳出では保険給付費 2 億3,912 万円の増額と債務負担行為 1 件を追加。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,267,643千円とするもの。

### (3) 介護保険特別会計補正予算（第3号）について

#### ○概 要

市民生活部所管の事業に係る介護保険特別会計12月補正予算について調査を行った。

#### 【主な内容】

歳入は国庫支出金468万円など912万円増額。歳出では保険給付費などで912万円の増額。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,338,996千円とするもの。

### (4) 新迫児童館について

#### ○概 要

建設中の新迫児童館について、現地調査を行った。

- ・整備場所：登米市迫町佐沼字錦地内
- ・整備概要：施設の老朽化に加え、狭隘であるため、新たな児童館を整備する（平成29年度、30年度の2か年事業）。  
木造 平屋建て 延床面積1,350㎡





## (5) 白鳥水の里こども園について

### ○概 要

建設中の白鳥水の里こども園について、現地調査を行った。

- ・整備場所：登米市迫町佐沼字駒木袋地内
- ・整備事業者：社会福祉法人のぞみ
- ・整備概要：迫中江保育所と東佐沼幼稚園を再編・統合した幼保連携型認定こども園を整備する（平成29年度、30年度の2か年事業）。  
平成30年3月着工、平成31年2月完成予定、同年4月開園予定  
木造 一部2階建て 延床面積1,199.92㎡  
定員100人（保育所機能80人、幼稚園機能20人）





## ○所 見

### 《新迫児童館》

現在の施設の老朽化に加え狭隘であるため、新たな児童館を整備する事業である。当初は登米市産材を30%程度使用する予定であったが、設計変更により80%の登米市産材を使用したため木の香りとぬくもり、開放感が感じられる施設となっている。

子どもたちが元気で健全な遊びができ、健康を増進し、情操を豊かにする施設となることを願う。

### 《白鳥水の里こども園》

迫中江保育園と東佐沼幼稚園を再編し、統合した幼保連携型認定こども園は、新しく明るい環境で子どもたちが喜んで生活できる園舎であると感じた。

子どもたち一人一人を大切にされた教育、保育が行われることを希望する。

なお、交通量の多い県道に出入り口があるため、園児の送迎の際に交通事故が発生しないよう安全指導を行うことを望む。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成 30 年 12 月 22 日（土） 午前 11 時 00 分～午後 6 時 00 分
- 2 場 所 宮城県柴田郡柴田町船岡中央一丁目 2－3  
ホテル原田 in さくら
- 3 事 件 仙南地域における医療・介護連携を考える講演会  
「住民－行政－医療－介護の協働とまちづくり  
～地域包括ケアの新しいカタチ」  
講師：福井大学医学部地域プライマリケア講座  
教授 井階 友貴 氏
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 岩渕 正弘、佐藤 千賀子、伊藤 吉浩、中澤 宏、浅田 修、  
沼倉 利光  
  
(議会事務局) 主事 高橋 秀人
- 5 概 要 別紙のとおり
- 6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

## 仙南地域における医療・介護連携を考える講演会について

### ○概 要

医療・介護等の専門職及び行政関係者が、在宅医療・介護連携の先進的取組事例についての情報を共有し、地域包括ケア体制構築の必要性、重要性を認識するとともに、医療・介護等の専門職間での顔の見える関係づくりを築き、多職種連携の推進を図っていくことを目的とし、開催されたもの。

#### ・主 催

仙南地域医療対策委員会

#### ・共 催

宮城県仙南保健福祉事務所

#### ・講 演 (90分)

「住民－行政－医療－介護の協働とまちづくり～地域包括ケアの新しいカタチ」

講師：福井大学医学部地域プライマリケア講座 教授 井階 友貴 氏

#### ・対 象

医療・介護福祉等の関係者及び行政関係者

(医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、医療機関関係者、ケアマネージャー、介護施設職員、医療機関関係者、介護施設関係者、行政関係者等)

#### ・参加者 およそ 170 名



## ○所 見

福井県高浜町の事例を参考に、地域包括ケアの新しいカタチについて講話を受けた。

現在、地域包括ケアが抱える課題の解決には、「問題解決の本質性、汎用性」と「地域協働と地域主体性」が必要となっている。

地域で生活を営む人々、自然環境、社会的環境、年齢構成、伝統・風土などをよく観察し、集団と捉えて、健康の切り口から正しい判断を導く「地域診断」を行い、地域のメンバーと対等な関係で問題の所在から一緒に考えることが重要であると学んだ。

今回の講演会の対象は、医師や看護師をはじめ、医療・介護福祉等の関係者及び行政関係者と、とても幅広い職種の方々が参加しており、これからの地域包括ケアを考えるにあたり、大変貴重な時間となった。

登米市でも、登米市の地域医療を、地域のみんなで考える機会が増え、目の前の人の問題から、地域全体の問題を想起できるような仕組みづくりを望む。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1 期 間 平成 31 年 1 月 21 日（月） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 15 分

2 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室

3 事 件

(1)（仮称）新登米懐古館整備事業について

(2)小中学校等再編構想（案）について

4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、  
浅田 修、沼倉 利光

（教育委員会）

教育長 高橋 富男、教育部長 大柳 晃、次 長 佐藤 嘉浩、  
教育総務課長 小林 和仁、生涯学習課長 日野 幸紀、  
文化財文化振興室長 小野寺 和伸

（議会事務局）

主事 高橋 秀人

5 概 要 別紙のとおり

6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

## (1) (仮称) 新登米懐古館整備事業について

### ○概要

#### 【整備事業の概要】

建設地 登米市登米町寺池桜工事 72 番地 6  
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て  
延床面積 824.60 ㎡ (1 階 766.0 ㎡、2 階 58.6 ㎡)  
設備等 (1 階) 常用展示室、企画展示室、収蔵庫、倉庫、事務管理室、ホール、  
風除室、機械室、荷降室、搬入車庫、トイレ  
(2 階) 収蔵庫、機械室  
共用開始 平成 31 年 9 月予定

#### 【条例について】

##### (1) 登米市歴史資料館条例の一部改正について

###### ①施設の名称及び位置

施設の名称は「登米懐古館」を継承し、施設の位置は建設地に改める。

###### ②指定管理による管理

指定管理者に歴史資料館の管理を「行わせる」の規定を「行わせることができる」に改める。

###### ③懐古館観覧料について

展示解説や鑑賞環境等が充実することにより、新登米懐古館の観覧料を以下のとおり改める。

区分		改正前	改正後
個人	一般 (学生を含む)	200 円	400 円
	高校生	150 円	300 円
	小・中学生	100 円	200 円
団体	一般 (学生を含む)	160 円	320 円
	高校生	120 円	240 円
	小・中学生	80 円	160 円

##### (2) 登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の制定

①登米市歴史資料館 5 施設に登米市高倉勝子美術館を加えた 6 施設について、観覧の際の利便性を向上させて観覧車の増加を図り、施設の利用を促進する。

②直営管理施設と指定管理施設が混在する場合などでも、共通観覧券の発行が可能となる。

## 【管理運営について】

### (1) 施設管理について

①開館後は、業務委託を活用しながら、直営により施設の設置目的に則した管理を行う。

②直営期間において施設の管理経費や入館者の状況等を精査し、より効果的・効率的な管理運営に向けて歴史資料館5施設の一体的な指定管理について検討し、手続きを進めていくものとする。

### (2) 収入及び管理運営費の見込み

(単位：千円)

項 目		平成31年度	平成32年度	摘 要
収入 ①	観覧料	3,130	5,490	教育資料館の入館者実績を基礎として算出。平成31年度で約10,800人、平成32年度で約19,000人を見込んでいる。
支出 ②	職員報酬・賃金	5,917	7,850	正職員の人件費を除く。 (非常勤学芸員3人、臨時事務補助員1人)
	需用費	6,640	9,960	光熱水費、消耗品費、印刷製本費等
	委託料	11,778	17,700	施設保守管理委託料等
	その他	807	1,250	通信運搬費、事務機借上料等
	計	25,142	36,760	
収支 (①-②)		△22,012	△31,270	

※平成31年度は、収入については9月から3月までの7ヶ月分を、支出については8月から3月までの8ヶ月分を計上。

## 【今後の進め方】

### (1) 現在の施設の管理について

6月定期議会に現在の登米懐古館の指定管理機関の変更に係る議案を提案する予定。

### (2) 跡地利用について

現在の登米懐古館については早期の除却を検討しており、跡地については寺池館跡であることから公園としての活用が見込まれる。

## (2) 小中学校等再編構想（案）について

### ○概 要

これまで説明を受けてきた骨子について、総合教育会議を経て、肉付けがなされた小中学校等再編構想（案）について調査を行った。

#### 【保護者アンケート】

再編構想の策定にあたり、各学校等の保護者の意識と意向を把握するため、「小中学校の再編に係る保護者アンケート」を実施した。

○調査期間：平成30年10月5日～10月18日

○調査対象：市内の保育所（保育事業所含）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に子どもを持つ保護者世帯

○対象世帯数：7,118世帯

○回答数：5,836世帯

#### 【主なアンケート結果】

##### 《校舎の活用について》

- ・町域内のいずれかの校舎を活用することについて、約65%が「活用する方が良い」との回答があり、その理由については、「校舎の位置」、「児童館など周辺施設の配置」などが挙げられた。
- ・活用しない方が良いと回答された理由としては、「校舎の老朽化」、「通学が不便」などが挙げられた。

##### 《再編に要する期間について》

- ・小学校の再編では、「早急に進めたほうが良い」が約46%の回答があった。
- ・中学校の再編では、約45%が「小学校と併せ進める方が良い」、約43%が「小学校から進める方が良い」と意見が分かれている。中学校を優先又は小学校と併せて進める方が良いと回答した理由としては、「多様な学習や専門的な指導が受けられる」、「中学校の再編が遅くなる」などが挙げられた。

#### 【中学校について】

登米市小中学校再編基本方針の中で、当面は現行のままとし、再編を行う場合は全市での再編を検討するとしているが、将来的な生徒数の減少、それに伴う教職員数の減少により、専門教員の確保が困難となり、免許外指導の教科の増加や、部活動の設置数の制限や指導者確保などの課題が生じることが予想される。

また、保護者アンケートでは、「小学校と併せて再編を進める方が良い」との回答が約半数に上がることから、中学校についても、早期の再編が必要となる。

中学校の再編を検討する際には、通学に要する時間や距離、交通の利便性、周辺施設の設置状況などを総合的に評価し、選定する必要がある。

中学校の再編を検討する際、将来的な生徒数の推移から必要とされる学校数は、10年後及び20年後の全生徒数での試算では、いずれも4校程度が必要と見込まれる。

## ○所 見

### 《（仮称）新登米懐古館整備事業について》

これまでの議論で初めて名称についての提案があり、これまでと同じ「登米懐古館」とする提案があった。

当面は直営とするが、早期に指定管理とし周辺の歴史資料館と一体となるような管理が望まれる。

### 《小中学校等再編構想（案）について》

小中学校等再編構想は、小学校は旧町域に1校、中学校は市全域で検討する内容であった。

小学校から始めるということだが、実質的には中学校の施設を活用する案もあり、同時並行的に実施が求められる。地域やPTAの意見を十分に聞き計画を進められたい。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

- 1 期 間 平成 31 年 1 月 22 日（火）～ 平成 31 年 1 月 24 日（木）
- 2 視 察 先 (1) 1 月 22 日（火） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分  
福岡県太宰府市 「小中学校における 2 学期制の実施について」  
(2) 1 月 23 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分  
佐賀県伊万里市 「伊万里市民図書館について」  
(3) 1 月 24 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分  
福岡県鞍手町 「くらて病院の独立行政法人化について」
- 3 目 的 本市が直面する課題などについて、先進的な取組みを行っている先進地を調査し、今後の政策提案等の参考とするもの。
- 4 参 加 者 委員長 八木 しみ子、副委員長 工藤 淳子、  
委 員 佐藤 千賀子、日下 俊、伊藤 吉浩、中澤 宏、浅田 修、  
沼倉 利光  
(同 行)  
教育部長 大柳 晃、医療局次長 千葉 勝範  
(随 行)  
議会事務局次長 三浦 徳美、議会事務局主事 高橋 秀人
- 5 概 要 別紙のとおり
- 6 所 見 別紙のとおり

(別紙)

(1)福岡県太宰府市 「小中学校における2学期制の実施について」

○太宰府市の概要

人 口 72,168 人 (H27 国勢調査)  
世帯数 29,107 世帯 (H27 国勢調査)  
面 積 69.60 km<sup>2</sup>

○太宰府市「小中学校2学期制の概要」

(1)学期

太宰府市	登米市
(1) 前期 4月1日から10月第2月曜日まで	第1学期 4月1日から7月31日まで
(2) 前期始業式 4月6日	第2学期 8月1日から12月31日まで
(3) 前期前半授業終了日 7月20日	第3学期 1月1日から3月31日まで
(4) 前期後半授業開始日 8月25日	
(5) 前期終業式 10月第1月曜日の翌日	
(6) 後期 10月第2月曜日の翌日から3月31日まで	
(7) 後期始業式 10月第2月曜日の翌日	
(8) 後期前半授業終了日 12月24日	
(9) 後期後半授業開始日 1月8日	
(10) 修了式 3月24日	

(2)休業日等

太宰府市	登米市
(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日	(2) 日曜日及び土曜日
(3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで	(3) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
(4) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで	(4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
(5) 秋季休業日 10月第1月曜日の翌々日から3日間	(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
(6) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで	(6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで	(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会
(8) 校長が、学校運営上又は教育上特に必要と認めた期間	が定める日

○説明者

太宰府市教育部学校教育課指導係 指導主事 堀 浩二 氏

○2学期制導入の背景

■授業時数（ゆとり）の確保

- ・新指導要領外国語の時数増
- ・余裕時数確保（休校等）

■教師の負担軽減

- ・通知表、定期考査作成回数減
- ・就業時間内に会議を設定等

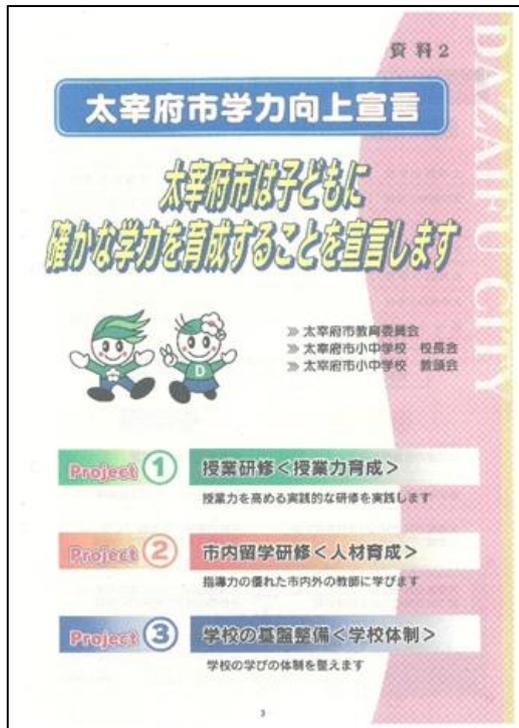
※従来の1学期中間考査は範囲が狭い

○2学期制の意義（目指したこと）

■市の特徴的な取組推進

①基礎学力の定着、活用の授業

各学年で身に付けるべき基本的な内容を定着させて進級させる「年度末復習週間」の実施など



資料2

## 太宰府市学力向上宣言

太宰府市は子どもに  
確かな学力を育成することを宣言します

▶ 太宰府市教育委員会  
▶ 太宰府市小中学校 校長会  
▶ 太宰府市小中学校 教員会

**Project ① 授業研修<授業力育成>**  
授業力を高める実践的な研修を実施します

**Project ② 市内留学研修<人材育成>**  
指導力の優れた市内外の教師に学びます

**Project ③ 学校の基盤整備<学校体制>**  
学校の学びの体制を整えます



Project ③ 信頼される学校の基盤整備  
全小中学校で実施し確実に成果を出します

### 学力育成の学校体制

**小学校**      **中学校**

過去の問題を使う授業	<b>活用力を育てる授業</b>	過去の問題を使う授業
書く・話す・交流の授業		活用問題の定期試験導入
読書活動の推進		アクティブラーニングの視点を取り入れた授業改善
思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます		

**定着を図る取組**

スキルタイムの実施	学習内容を反復し、いつでも使える力にしています	朝自習→週末授業→確認テストのサイクル、少人数授業
ノートの指導		(自学)ノートの指導
定期的な復習の実施		学校ボランティアの活用

**学習・生活のリズム**

学年×10+10分の家庭学習	学力につながる生活リズムを築きます	PTAと連携した家庭学習
早寝・早起き・朝ごはん		スマホ等、家庭ルールづくり

<お問い合わせ先>  
太宰府市教育委員会 学校教育課  
TEL 092-921-2121 (内線439)  
FAX 092-921-3667

## ②コミュニティ・スクールの推進

平成 28 年 中学校ブロックコミュニティ・スクールの完全実施

2 学期制に伴い生まれる時間で

- ・太宰府市全教員研修会
- ・小中合同研修会
- ・コミュニティ集会
- ・地域合同避難訓練

などを実施

## ③ふるさと学習の推進

ふるさと・夢プロジェクト（秋休み平日 3 日間）

☞ 「生まれた時間でこれができる」 というスタンス

## ○ 2 学期制のメリット・デメリット

### ■ メリット

#### ① 授業時間数にゆとりが生まれる

⇒ 特色ある教育活動の展開へとつながる

#### ② 夏休み前、冬休み前のゆとりが生まれる

⇒ 通知表、生徒指導、部活動などへ振り向けられる

### ■ デメリット

#### ① 評価回数の減少（定期考査、通知表）

⇒ 単元末テストや暫定評価で代替（ただし、教員の負担となる）

#### ② 保護者の不安（進路、小中の足並み）

⇒ 夏休み前に暫定評価（観点評価のみ）

⇒ 小中において学校管理規則で日程を統一

### ■ 2 学期制と教師の負担

《肯定的意見》

#### ① 学期末事務の減少

#### ② 会議等の時間の確保

《否定的意見》

① 夏休み短縮のため年休が取得しにくい

【教員の働き方改革の取組】

- (1) ノー部活動デーの設定（週2日）
- (2) 学校閉庁日の設定（お盆、年末年始）
- (3) 学校閉庁時間の設定



## ○所 見

福岡県太宰府市は子どもに確かな学力を育成することを宣言し、小中学校2学期制を導入した。平成27年度から市内全7小学校（既に4小学校は実施していた）、平成28年度からは全中学校で実施した。

2学期制により授業時数が最大20時間程度増加（夏休み5日減、秋休み3日増、式2回減）し、定期考査1回減、通知表1回減じたことで定期考査前後の時数も浮かすことができ、授業時間数のゆとりが確保され、教師の負担軽減につながった。

ゆとりの生まれた時間でコミュニティ・スクールやふるさと学習を推進し、年度末に復習週間を設け、ある学校の例では6年生は5週間前、5年生は7日間前までに教科書を終了して復習する。しかも、6年生は4～5年生の国語・算数を担任と担任外が関わる念の入れようであった。

教員の指導力を高める授業研修会は、小学校については、国立教育政策研究所学力調査官による指導、中学校については、教科エキスパートによる指導を受け、研修会場校には全教員授業研修会を小中学校別に実施している。そのほか、指導力の優れた教員、規律ある学習が成立している学級をモデル学級・教員とし、市内留学研修も実施している。

太宰府市教育委員会は2学期制導入にあたり既に実施している学校へアンケートを行い、メリット・デメリットを検証し、2学期制実施後も小中学校に対しアンケートを行い、その成果と課題についても検証を行っている。

太宰府市は「計画・実行・検証・修正」のサイクルにより2学期制で学力向上を確立している。登米市においては、3学期制を云々する前に、市が実施している教育研究所運営事業の見直しは、目的達成のため現場へと向け、また、近県にもある良い例を、登米市バージョンへと「検証・計画・実行」する勇気を持つべきである。

全ては子どもたちのために。

## (2)佐賀県伊万里市 「伊万里市民図書館について」

### ○伊万里市の概要

人 口 55,238 人 (H27 国勢調査)  
世帯数 19,698 世帯 (H27 国勢調査)  
面 積 255.25 km<sup>2</sup>

### ○伊万里市民図書館の概要

#### (1)建設時の目標

「伊万里をつくり 市民とともにそだつ 市民の図書館」

#### (2)開 館

平成7年7月7日

#### (3)施設概要

敷地面積 7,692.14 m<sup>2</sup> 建築面積 4,053.96 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,374.51 m<sup>2</sup>  
構 造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨) 平屋建て、一部3階

#### (4)工事概要

総事業費 23億6,480万円 (設計費含む)  
〈財源〉地方債 1,661,700千円 積立金 650,000千円 一般財源 53,100千円

#### (5)職員体制

平成30年度現在 18名体制 (司書12名)  
嘱託館長 1名、正職員 6名 (うち司書4名)、嘱託司書 7名  
臨時職員 4名、パート職員 2名

#### (6)開館時間

火曜～日曜 10:00～18:00、金曜 10:00～20:00  
休館日 月曜、第4木曜日、特別整理10日間 (蔵書点検)  
祝日会館 5日間 (昭和の日、こどもの日、文化の日、建国記念日、春分の日)

#### (7)蔵書収容能力

最大48万冊 (※現在の蔵書点数37万6千点)

### ○説明者

伊万里市民図書館 館長 杉原 あけみ 氏

○現在の図書館活動の主なもの

- ・赤ちゃんのブックスタート事業
- ・ぶっくんの巡回 ⇒ 69 か所
- ・朝の読書活動 ⇒ 小中学校 100%実施
- ・うちどく（家読）の推進 ⇒ 家庭・地域の連携
- ・ビジネス支援の展開（レファレンスデスク）
- ・議会支援 ⇒ 議員控室へ地方自治やまちづくり関連図書を 30 冊展示

◎情報が力、お金となる時代、誰もが平等に情報を入手、地域間格差をなくす

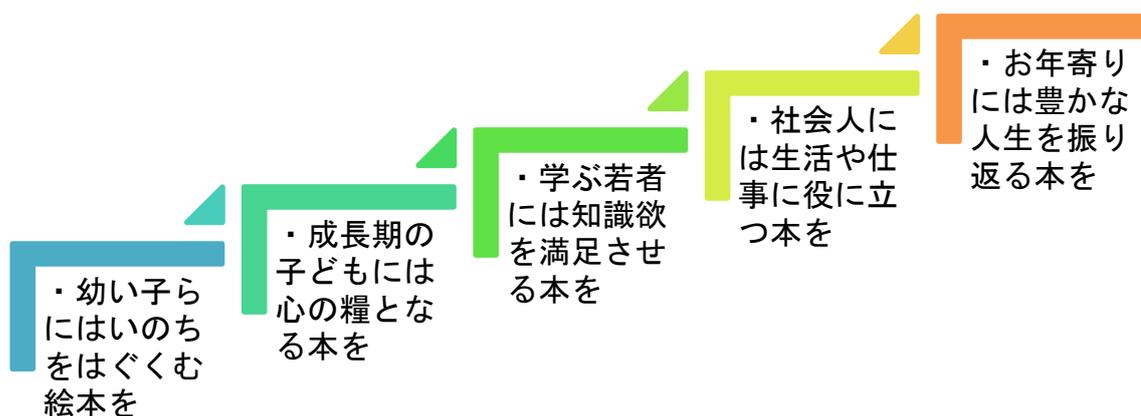
○伊万里市民図書館が目指している姿

伊万里市民図書館設置条例

【設置及び目的】

第1条 伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する。

① 図書館サービスのライフステージごとの目標



② 教育施設としての図書館のミッション

すべての人の成長（自立・自律）と成熟、自己実現を支える教育施設こそが図書館

⇒図書館は、ひとづくり・まちづくりを支える、成長する施設

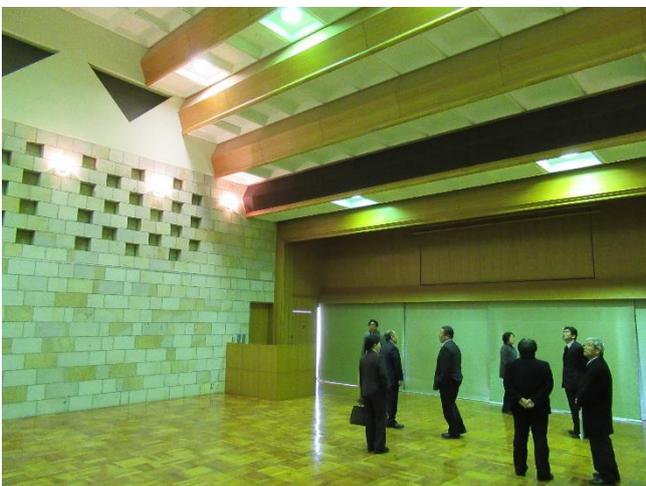
○新世紀の図書館を目指して

①事由で公平な情報を提供し、市民の知的自由をまもる図書館

②将来の伊万里をつくる子どもたちに夢をそだてていく図書館

③本のある出会いの広場、文化を育むオアシスとしての図書館

④全ての市民に開かれた市民のライフスタイルを高める図書館



## ○所 見

建設時の目標は「伊万里をつくり 市民とともに育つ 市民図書館」である。その目標通り、今年で24年が経つ今も、その精神はしっかり受け継がれていると感じさせられる。

市のほぼ中央に位置し、伊万里駅から徒歩10分。広大な敷地に最大48万冊もの蔵書が収容される。席は440席あり、子ども用、学生用、大人のためのスペースに分けられており、市民から愛される図書館、市民が使いやすい図書館になっていると感じる。

何よりもすごいのは、図書館づくりが始まったときから現在も、市民参加型の図書館づくりが継続されているということだ。子育て中の母親たちが、少しでもいい図書館環境で子どもを育てたいと立ち上がったのが始まりとのことであった。

職員は18名、そのうち司書は12名もいることにも驚く。資格のない人が館長をやっていることが多いが、ここは代々有資格者が勤めてきたという。

また、移動図書館（ぶっくん1号、2号）の活動も素晴らしい。図書館に来られないお年寄りや子どもたち、労働者のために、市内70ヵ所以上を2週間に1回ずつ巡回している。2台の自動車図書館が、朝から夕方まで老人ホームや老健施設、幼稚園や保育所、小中学校、企業、公民館などを回っている。そのおかげで、伊万里市の7割の人たちが利用者登録をしているとのことである。

登米市でも図書館建設が望まれているが、どういう図書館を目指すべきなのか大いに参考になった。伊万里市民図書館のように、生涯学習の拠点となるよう、市民と共に語り合い、市民参加型での図書館づくりが進められるよう求める。

### (3) 福岡県鞍手町 「くらて病院の独立行政法人化について」

#### ○鞍手町の概要

人 口 16,007 人 (H27 国勢調査)  
世帯数 6,393 世帯 (H27 国勢調査)  
面 積 35.60 km<sup>2</sup>

#### ○くらて病院の概要

開 設 者：地方独立行政法人くらて病院 (平成 25 年 4 月 独立行政法人化)

診 療 科 目：内科・呼吸器科・循環器内科・消火器内科・脳神経内科・腎臓内科  
リウマチ科・透析・血液内科・糖尿病内科・外科・肛門外科・乳腺外科  
皮膚科・形成外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・小児科  
リハビリテーション科・放射線科

許可病床数：222 床 (一般 122 床、療養 100 床)

職 員 数：148 人 (医師 9 人、看護師 80 人、医療技術員 48 人、事務職員 11 人)  
※平成 27 年 3 月 31 日現在

施設基準等：看護基準 一般病棟 10：1 療養病棟 20：1 救急告示病院、  
人間ドック、人工透析、運動機能訓練室

#### ○地方独立行政法人化を決断したポイント

⇒ 鞍手町立病院経営形態検討委員会で、あるべき経営形態は地方独立行政法人であるとの答申がなされた。

##### 【地方独立行政法人化に反対した主な意見】

- ・労働組合は時期尚早との見解
- ・議会は、議会関与の希薄化や理事長への権限の集中を懸念

#### ○想定した効果が得られた点、得られなかった点

⇒ 町立病院時は、あらかじめ議決された予算の範疇での運営を行わなければならなかった。医療や介護の報酬改定や患者需要数に迅速に対応するためには、適宜最善の対応を行う必要があり、地方独立行政法人化は、企業としての経営活動を行ううえでの権限が委譲されていることからスムーズな運営が実施可能である。また、職員定数も撤廃しており、必要な部署に必要数配置することが可能である。

想定外であったのは、設置者の暴挙が挙げられる。

○独立行政法人化後の人材確保状況

⇒ 民間の同規模病院の給与調査を行い、新たな給料表を策定した。医師確保のための給与制度見直し、各種初任給の増加、独立行政法人化という安心感も相まって、正規職員は比較的人材の確保は行いやすい状況である。

ただし、非常勤職員を多く登用しているため、安定的な人材の確保と健全経営を両立できる仕組みを構築しなければならない。

○移行職員の扱い

⇒ 全ての正規職員に対して、個々に面談を行い、移行前後の処遇の変更に対するの説明と意識調査を行った。

○地方独立行政法人化後の給与制度、退職金制度について

⇒ 給与制度は、民間の同規模病院の給与調査を業務委託にて実施した。

職責と連動しない昇給制度の廃止、また若年層のスタッフを確保するために、初任給の見直し、新たな退職金制度の構築などを行った。

○繰入金（交付金）の取り決め手段（協定書など）

⇒ 移行時の行政側との取り決めは、以下のとおり

- ・病院への職員派遣に関する協定書
- ・病院職員の市町村職員共済組合に係る負担金に関する協定書
- ・病院運営費負担金に関する協定書
- ・病院長期借入金及び未償還地方債に関する協定書
- ・病院建設改良費負担金に関する協定書

○地方独立行政法人の建設改良費の借入、償還方法

⇒ 法人独自での借り入れは原則認められないので、行政が借り入れを行い、行政が償還を行う。ただし、償還月に行政が償還する金額を法人が振り込む運用で行っている。行政は、借入金や償還金の管理を行う特別会計を設け、運用している。

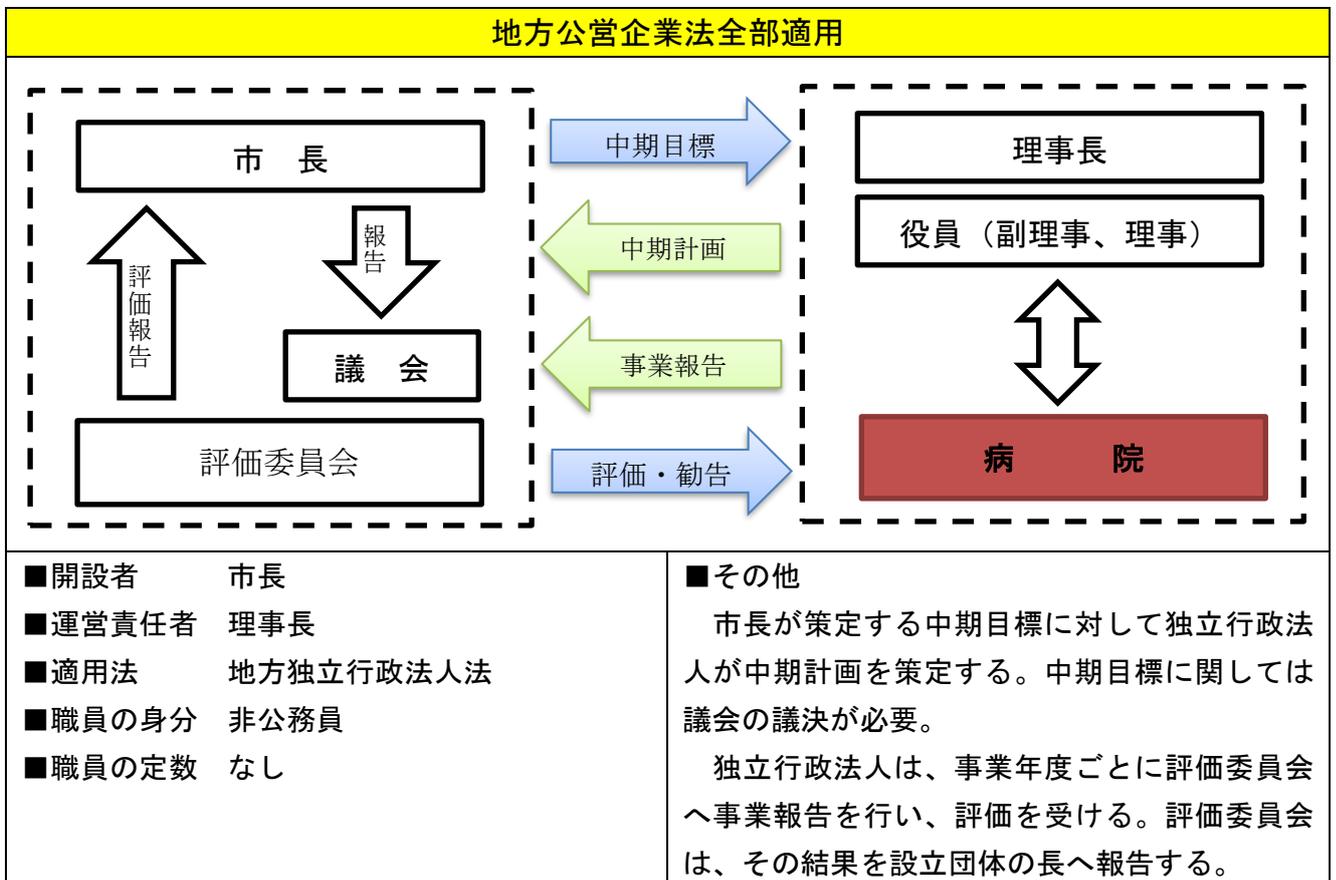
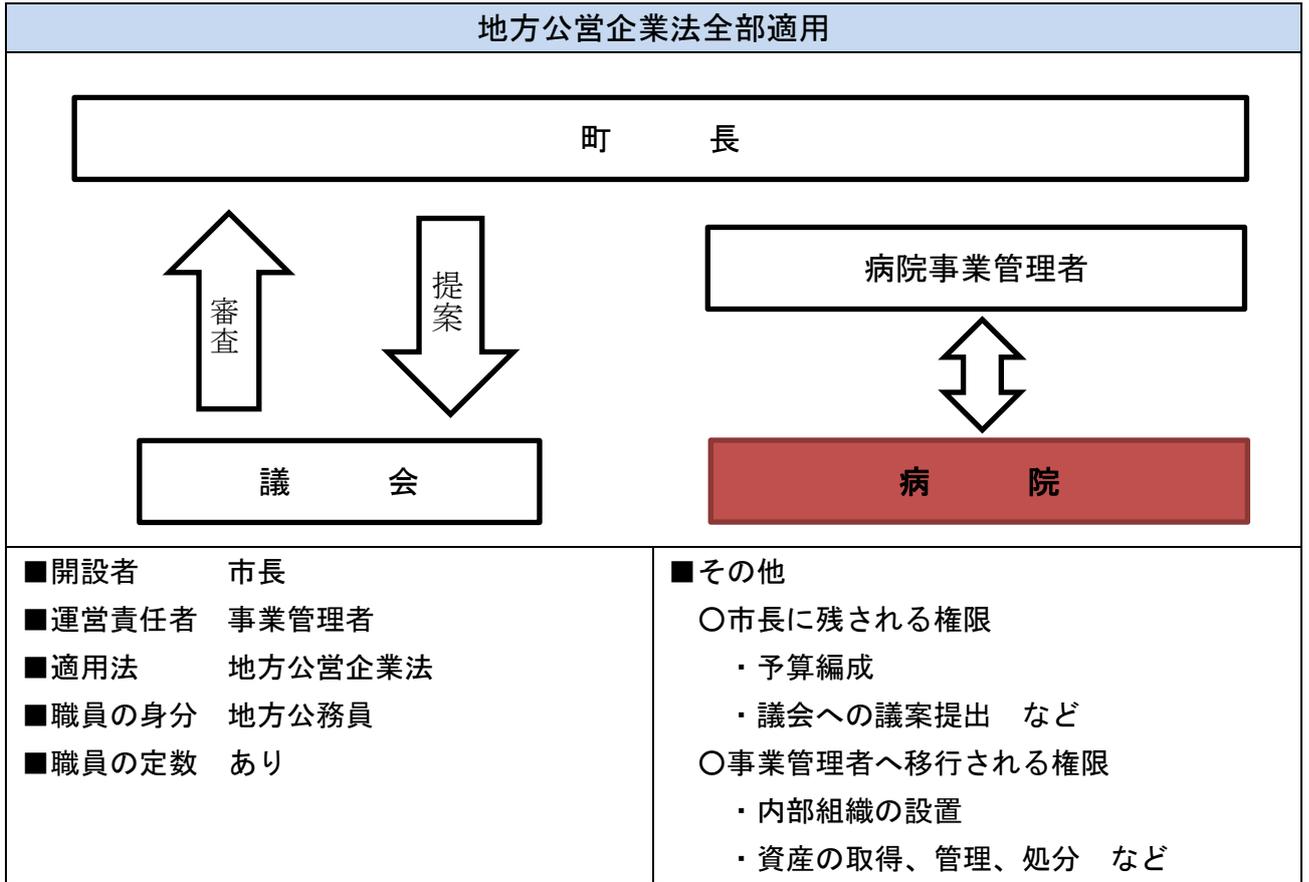
なお、行政側は借入を行うため借入金に対する議会の議決が必要となる。

○議会対応について

⇒ 議会は、先進事例地へ視察に行くことにより、ある程度の不安の解消がなされたと考える。ただし、権限を委譲したと言え、借り入れは行政で行うため、法人に弁済能力が無くなれば行政の負債となる。

移行前には、全議員との勉強会を徹底的に行った。

○経営形態の概要





## ○所見

地方独立行政法人くらはて病院の沿革は、昭和40年元三菱新入鉱業所総合病院を鞍手町が継承し57床で発足する。現在は、一般病床122床、療養40床、回復期リハ病棟60床の222床の許可病床を有し、医師9人を含む職員数は148人である。看護基準は10:1。登米市民病院と比較し、病院の病床数は同程度だが2次医療圏内の病院・病診連携を強め救急搬送患者の受け入増加を図りつつも比較的回復期、慢性期医療を担う病院で堅実な黒字経営を行っていた。

平成23年1月厳しい医療環境や地方公共団体の財政の健全化に関する法律、公立病院改革プランなど国の動きの影響を受け、県内、全国において検討された病院経

営について鞍手町では、第5次鞍手町行財政改革プランにより「良質な医療の提供」と「経営の健全化」を両立させるため検討委員会を発足させた。

同年10月、鞍手町立病院経営経形態検討委員会における「あるべき経営形態」では、現行制度と公営企業法全部適用、地方独立行政法人（非公務員型）、指定管理者及び民間譲渡とを比較検討した結果、人材（医師）の確保、権限の付与及び結果責任の明確化、給与制度改革、職員の意識改革や継続的な医療という観点から「地方独立行政法人」が鞍手町立病院、介護老人保健施設のあるべき経営形態である」との答申が町長になされた。

その後、議会においては関与が希薄なることや理事長に多くの権限が集中するなどの意見も出たが、県内にはすでに2市1町の先進事例があったことや、先進地視察においての理解、そして過去より比較的経営状況が良好であったことから円滑に移行できた要因と聞いた。

住民等や関係者とは、経営形態検討委員会や町の諮問機関であった運営協議会に住民の代表者を選出し、意識や意向を反映させた。医局に関しては、経緯の説明により了承を得られたという。

多くの皆さんの参加を得て、丁寧な理解を積み重ねて慎重な取り組みが必要と感じた。

平成25年4月地方独立法人くらで病院の発足にあたり、鞍手町の条例変更により退職金支給率の低下を図るとともに民間病並みの給料表とした。ただし、引き下げとなる職員には現級補償を行った。この時不足する退職金には退職給与債を充て以後一般会計がこれを償還している。

さらに、黒字でなければならない新たな病院は、引き継ぐ資産の価値鑑定にも厳しく査定することからこの処分損も一般会計で負担した。

法人独自での借入れは、原則認められないので、行政が借入を行い行政が償還を行う。ただし、償還月に行政が償還する金額を法人が振込む運用で行っている。行政は、借入金や償還金の管理を行う特別会計で運用している。なお、行政側は、借入を行うため借入金に対する議会の議決が必要である。法人に弁済能力がなくなれば行政の負債となる。適正な一般会計繰入も必然である。

正確かつ透明性を持った会計処理を行うため、監査法人は有限責任法人トーマツと契約を締結していた。九州圏内の独法化法人移行の助言や対応等は全てトーマツが関与していて検討委員会の段階から有識者として参加、勉強会や沢山の情報を頂いたという。

独法化は、経営改善の魔法の杖ではない。課題は何か。目指すべき方向はどこか。情報やアドバイスは適切か。多くの皆さんの理解を得ているのか。慎重かつ丁寧に検討されなければならないと痛感した。

市長は、市民の理解を得ないまま、市民病院の新築や、将来の方向を示さないまま独法化に取り組む意向を示したが、独断ではなく、様々な皆さんの知恵を借り、その力が今後の改善につながるよう、十分な経営形態の比較検討や課題の改善策を議論する機会を早急に設けるよう提言する。

病院改革に当たっては、議会も多くの声に耳を傾け、共通理解に立てるよう特別委員会の設置を強く望むものである。